

五戸町上市川団地まちづくり協定（案）

1. 目的

五戸町上市川団地（以下「団地」という。）における、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等について、あるいは広場や周辺植栽地などの使い方・維持管理について「五戸町上市川団地まちづくり協定」（以下「協定」という。）を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とします。

2. 敷地分割等の禁止

敷地区画の分割、地盤高の変更は禁止します。ただし、庭や駐車場及び出入口部分の軽微な変更については可能とします。

3. 建物形態

(1) 建築基準

勾配屋根で高さ 10 メートル以内とします。

(2) 建物位置等

各敷地からの壁面後退距離は冬期間の落雪を考え、道路境界から 2 メートル以上に、又隣地境界から 1.5 メートル以上とします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ・車庫、物置その他これらに類するもので、軒高 2.3 メートル以下の付属建物については下り勾配方向に水平距離で 1.0 メートル以上とします。

(3) 建物色彩

建物等の色彩は、五戸町景観形成基本方針を基本とし、原色に近い高彩度色は避け、周囲との調和に配慮願います。

4. 敷地界垣根等

敷地境界に仕切りをする場合は、景観との調和に配慮し、高さ 1.5 メートル以下の生垣、2 メートル以内の木製または金属フェンスの設置をお願いします。なお、ネットフェンスやブロック塀は禁止します。

5. 環境整備

(1) 居住する方は、進んで地域の風土及び環境に適した樹木等を出来るだけ多く植栽し、分譲住宅内の緑化など環境整備に努めることをお願いします。

(2) 樹木等を植栽する場所は、樹木の将来を考え隣接者の迷惑にならないよう充分注意し、樹木はジャクシン類等の高木となる樹種は植えず、高さは概ね 3 メートル程度までとしてください。

(3) 建築物の制限条項に関しては、五戸町建設課と建築関係資料を持って協議してください。

- (4) 建築物に積もった雪が、分譲住宅地境界線を越えて落雪しないよう必要な処置を講じてください。
- (5) 家庭ごみのリサイクル及び減量化に心がけ、ごみ集積所の環境保全に努めることをお願いします。

6. 届出及び審査

上記の基準に従った建築内容を建築着工までに五戸町役場に申請していただき、審査を実施します。また、都市計画区域内ですので、建築確認申請を提出願います。建築内容が変更になった場合も申請していただき、審査を実施します。

7. 団地運営委員会及び自治会

この協定の目的を達成し、良好な居住環境をつくる共有スペースの広場や周辺植栽地などの維持管理を行っていくために、「五戸町上市川団地まちづくり協定運営委員会」を団地住民で組織します。この組織が出来るまでは居住者と話し合いの上、五戸町と協働で行います。

また、自治会は行政や地域住民の連帯と融和を図るうえで不可欠の組織ですので、必ず自治会に加入し、まちづくりにご協力をお願いします。

8. その他

団地内の配線の都合で電線が宅地上を通過したり、電柱の支線が宅地内に配置されたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。宅地内に電柱及び支線が設置されている場合は、土地使用承諾をしていただきます。(既に設置されている電柱、支線、街路灯、植栽、その他の施設、及び区画図に示した事項につきましては、位置の変更は出来ません。但し、どうしても支障がある場合に限り五戸町と協議のうえ変更することは可能です。)

上記事項に同意いたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

五戸町長 三 浦 正 名 様

別紙

(その他の基準)

- ・母屋に軒高 2.3メートル以上のポーチを設置する場合は道路から 1.5m 以上離すこととします。(柱から道路境界まで)
- ・勝手口などにタタキや階段などを設置する場合は、構造物を隣地から 50 センチ以上離すこととします。

(共有施設の費用分担について)

- ・共同アンテナの電柱共架料・電気使用料の負担、また集会施設等の使用管理と費用負担については、町と協議のうえ決定します。